

議案第10号

西海市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

西海市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年2月27日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する
条例

西海市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成25年西海市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

新旧対照表

西海市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例 平成25年3月19日 西海市条例第16号 第1条～第3条 （略） （園路及び広場） 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) （略） (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) （略）	西海市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例 平成25年3月19日 西海市条例第16号 第1条～第3条 （略） （園路及び広場） 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) （略） (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) （略）

新	旧
第5条～第14条（略）	第5条～第14条（略）

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。